

議 事 日 程 （ 第 4 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第3号 北方町職員の育児休業等に関する条例及び北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第4号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 北方町道路線の廃止について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 北方町道路線の認定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて
(各委員長報告)
- 第14 議案第13号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第14号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第15号 令和7年度北方町一般会計予算を定めるについて (各委員長報告)
- 第17 議案第16号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第17号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第19 議案第18号 令和7年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第20 議案第19号 令和7年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第21 議案第20号 北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略を定めるについて

(総務教育常任委員長報告)

第22 議案第21号 北方町地域福祉計画を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第23 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて

(厚生都市常任委員長報告)

第24 発議第1号 北方町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議員提出)

第25 発議第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について (議員提出)

第26 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

出席議員 (9名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小 島 伸 也
議 会 書 記 石 崎 啓 明

議 会 書 記 平 工 峻 也

○議長（井野勝巳君） では、改めまして、おはようございます。

本日は最終日の予定でございます。

全員出席をいただきました。御苦労さまでございます。

ただいまから令和 7 年第 1 回北方町議会定例会第 4 日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

私ごとでございますけど、発言の訂正について一言お願いいたします。

議題に入る前に、私が 3 月 10 日の一般質問の中において発言した岐阜県の小学校体育館のエアコン設置率について数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

訂正の内容は、岐阜県の小学校体育館のエアコン設置率は 18.9%、市町村は 14.6%と発言いたしましたが、正確には、全国の小・中学校体育館エアコン設置率は 22.1%と訂正させていただきたいと思います。全国と岐阜県の違いでありますけれども、よろしくお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、3 番 河村正通君及び 4 番 石井伸弘君を指名いたします。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 23 議案第 22 号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、議案第 1 号から日程第 23、議案第 22 号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。あわせて、協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る 3 月 12 日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第 1 号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 3 号 北方町職員の育児休業等に関する条例及び北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。
質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。
質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団退職報償金の支給基準年数に新たに35年以上という区分が加わるが、北方町で該当する団員はいるのかという質疑があり、現時点で対象者はいないが、団長、副団長の勤務年数は既に30年を超えており、今後対象となる可能性はあるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入に関して、雑入のタブレット端末修繕費、個人負担金の内訳について質疑があり、1台につき4万8,400円で25台分、合計121万円を想定しています。破損させた場合の修理代は保護者負担となるため、保険に加入するよう勧めているとの答弁がありました。

議案第15号 令和7年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出に関して、総務費、一般管理費のパートタイム会計年度任用職員報酬が今年度の5人から9人に増えた理由について質疑があり、障害者枠で3人増、育休代替の事務職員で1人増となったとの答弁がありました。

次に、文書広報費のホームページ運用・保守業務委託料に関して、今年度のリニューアルでどのように変わったのかという質疑があり、詳細については言葉で説明することが難しいため、今月末に公開予定のホームページにて御確認願いたいとの答弁がありました。

次に、企画費の空き家対策協議会委員報酬の内訳について質疑があり、会議1回につき6,000円の報酬で委員6人の2回分、合計7万2,000円を計上しているとの答弁がありました。

次に、非核平和人権啓発事業に関して、終戦80周年を迎えての内容検討などについて質疑があ

り、具体的な内容については検討中であるとの答弁がありました。

次に、清流フェス負担金について質疑があり、予算額は今年度と同額だが、イベント内容は毎年実行委員会にて改めて検討されているので必ずしも同じ内容になるわけではないとの答弁がありました。

教育費、事務局費の民間不登校児童生徒支援施設利用者支援補助金の現況などについて質疑があり、現在の対象者は1名で、個々の生徒の状況に応じてそれに適した施設に通うことができるようにしているとの答弁がありました。

次に、こども園費の教育・保育業務委託料に関して質疑があり、今年度よりも減額となった理由は、南保育園が廃園となるため、町の保育士の人員不足が緩和されるためであるとの答弁がありました。

また、歳出予算全体について、施設照明のLED化に伴い電気代の予算を減額しているのかとの質疑があり、確かに相応の効果は見込まれるものの、工事期間等が未確定であることや電気の単価自体が上がる可能性もあり、当初予算には反映させていないとの答弁がありました。

議案第20号 北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略を定めるについてであります。

上水道事業に関する項目について、料金収入の確保や料金改定などについての質疑があり、今後管路の耐震化などに莫大な資金が必要になるが、あくまで上水道事業は事業会計予算であり、その資金を一般会計からの繰入金に依存することはできない。そのため、ある程度の料金値上げはやむを得ないと考えている。なお、具体的な内容については、今後水道事業経営審議会で協議されることになるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月11日に委員会を開催し、審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第10号 北方町道路線の廃止についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 北方町道路線の認定についてであります。

町道549号、550号、551号のライフラインの埋設状況及び町道105号の歩道や防護柵の有無について質疑があり、ガスについては不明であるが、上水道及び下水道の埋設は完了していること、歩道はなく川側にガードレールを設置する予定である旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

この議案に対する質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和7年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、民生費の老人福祉費において、高齢者等ごみ出し支援事業の支援事業者や利用者の見込み、資源ごみへの対応について質疑があり、事前調査により支援が可能な事業者は10未満であること、利用規模は47世帯で、排出量は1月当たり250袋程度を見込んでいること、また資源ごみについてはリサイクルセンターを活用いただきたい旨の答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、体調不良児対応型病児保育事業の事業内容について質疑があり、登園している児童の体調が悪くなった際、看護師による病児保育を受けることができる事業である旨の答弁がありました。

次に、同じく児童福祉費において、子育て世帯訪問支援事業の利用者の費用について質疑があり、費用は1回当たり930円の交通費と1時間当たり1,500円で、低所得世帯等には減免があり、費用や支援内容は国の要綱やガイドラインに沿って定めた旨の答弁がありました。

次に、同じく児童福祉費において、一時預かり事業の町外者の費用等について質疑があり、費用は町内、町外者に差はなく、町外者の利用については里帰り出産を想定している旨の答弁がありました。

次に、衛生費の健康増進費において、二十歳のピロリ菌検査の実施の経緯、胃がん検診のスクリーニングとしてピロリ菌検査の導入の考え及び町内医療機関での受診について質疑があり、対象を二十歳にしたのは健康及び検診受診への意識を若い頃から高めることが目的であること、胃がん検診は健康増進法や国の指針に沿って実施しているため、スクリーニングを実施する予定はないこと、また検査結果を二重読影する必要があるため、体制を整備している医療機関に委託をする必要がある旨の答弁がありました。

次に、衛生費の公害対策費において、公害対策審議会の開催頻度について質疑があり、審議会は公害対策に関し、必要に応じて開催しているため、令和6年度は開催をしていない旨の答弁がありました。

次に、衛生費のこども家庭センター費において、産後ケア委託料の予算が増額した要因について質疑があり、利用料の減免制度を導入したことから利用ニーズが増加した旨の答弁がありました。

次に、衛生費のじんかい処理費において、じんかい処理・収集委託料及び西濃環境整備組合負

担金の増額の要因について質疑があり、ごみ排出量の増加によるものではなく、人件費や燃料費等の高騰が要因である旨の答弁がありました。

土木費の道路維持費において、道路反射鏡設置工事の反射鏡の大きさについて質疑があり、反射鏡の大きさは予算の都合で変更しているわけではなく、設置箇所の状況を勘案して変更している旨の答弁がありました。

土木費の公園費において、公園管理委託料の天王川かわまち広場の高水敷における今後の管理及び整備について質疑があり、当該広場北側に進出する事業者と連携を図りながら検討をしている旨の答弁がありました。

次に、議案第16号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和7年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和7年度北方町下水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 北方町地域福祉計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 損害賠償の額を定めることについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 議案第1号の北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町職員の育児休業等に関する条例及び北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町道路線の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについての

委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 令和7年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第18号 令和7年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第19号 令和7年度北方町下水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第20号 北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第21号 北方町地域福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第22号 損害賠償の額を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第24 発議第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第24、発議第1号 北方町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、発議をさせていただきます。

発議第1号 北方町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてで

あります。

北方町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月14日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之。賛成者、北方町議会議員 杉本真由美。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定しようとするものであります。

改正の内容につきましては、別紙新旧対照表及び資料により御確認をお願いいたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑と討論を省略します。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

日程第25 発議第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第25、発議第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

河村正通君。

○3番（河村正通君） それでは、お許しをいただいたので、発議第2号の説明をさせていただきます。

発議第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

令和7年3月14日提出。提出者、北方町議会議員 河村正通。賛成者、北方町議会議員 鈴木浩之、北方町議会議員 杉本真由美、北方町議会議員 朝日智哉、北方町議会議員 古野裕美子。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題と言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第4編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定することにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女子中学生殺害事件」で再審開始決定が確定したという事実があり、これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月14日。岐阜県本巣郡北方町議会。提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、法務大臣殿、内閣官房長官殿。

議員各位におかれましては、審議をいただき、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議員派遣について

○議長（井野勝巳君） 日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、今議会に提案をいたしました諸案件につきましては、滞りなく全て御賛同賜り、誠にありがとうございました。

とりわけ、令和7年度当初予算を原案どおり全会一致にて成立させていただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、一般質問では、町の様々な課題につきまして、多岐にわたり大変貴重な御意見を賜りました。

各常任委員会におきましても、慎重かつ熱心に御審議をいただきました。これら議員各位からいただきました御意見や御提案は真摯に受け止め、今後の町政運営におきまして十分に留意して取り組んでまいる所存であります。

さて、各種統計資料によりますと世界主要32か国の過去30年間の賃金上昇率では、アメリカやドイツ、フランスなどは、日本を100とすると200を超えているわけでありまして、2倍以上の開きが出ております。日本は32番目と最も伸び率が低く、そのことから現在の平均年収は25位というところでございます。お隣、韓国の19位より下位にあるわけであります。

しかし、ようやくというか昨年の賃金上昇率におきまして、平均賃金で3.7%、大手企業では5.33%の上昇ということで、実に33年ぶりの高い伸び率となっております。ただし、物価の伸び率が3.2%であったため、実質賃金は0.2%のマイナスということであります。

また、今年の春闘でも、自動車や電機など大手主要企業を含む高水準の回答が相次いでおります。中には要求額を上回るケースもあるようですが、今後におきましては、この大幅な給料アップの流れが労働者の9割を占める中小企業や零細、非正規雇用で働く人にまで波及するのか、あるいは大手との格差是正につながってくるのかが焦点になってくると思うところであります。

このような中、当町におきましては、職員給料は人事院勧告に準じて見直しを行っておりますが、新年度の大卒初任給は22万円で、前年度と比較して2万4,000円、11.2%の増額で過去最高の額といたしました。それでも、大手企業では大卒初任給が30万円超えとのニュースを聞くと大

きな差異を感じるところであります。仕方のないことと捉えてはおりますが、我々行政をつかさどる者としては、今後の人口減少に伴う人材の確保と人件費の負担増への対応という2つの大きな課題が並立しており、ますます厳しい局面を迎えていると言わざるを得ないわけであります。

いずれにいたしましても、町政発展のため、今後も渾身の力を尽くしてまいり所存でございますので、さらなる御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、あと2週間余りで令和7年度がスタートいたします。議員皆さんの御健康と御多幸、さらにはますますの御活躍を祈念いたしまして、3月定例会閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

令和7年第1回北方町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦勞さまでございました。

閉会 午前10時14分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年3月14日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 河 村 正 通

署 名 議 員 石 井 伸 弘